

フロン類回収業者の皆さまへ

過充てんは高圧ガス保安法違反です!!

高圧ガス保安法で定められている充てん量の上限を超えて充てんした場合、6ヶ月以下の懲役、もしくは50万円以下の罰金が科せられます。

また、過充てんされたボンベは圧力に耐えきれず破断する可能性があり大変危険です。

過充てんボンベの発生を「ゼロ」に!

① 過充てん防止機能を有する「回収機・ポンペ」を使用してください

- 回収機に対応したポンペを使用
- 回収機のメンテナンスを定期的実施
- ポンペの検査期限を遵守

② 重量管理を実施してください

- 作業者全員が「満タン重量」を把握
- 「満タン重量」に近づいたらこまめに重量を測定

「満タン重量」の算出方法

ボンベの空重量と内容積（刻印されている『V』以降の数値）を足して算出します



ボンベの空重量が12kg、V21と刻印されている場合は「12+21=33」となり満タン重量は33kgとなります

ボンベに「満タン重量」を表記することをおすすめします

<ボンベの保管場所について>

ボンベの破損事故/フロン類の漏れにつながる場合がありますので、直射日光を避け40℃以下の場所で作業・保管をしてください!

<お知らせ>

2009年10月回収実績(11月末支払)分より、フロン類回収料金の支払方法が改定されます。詳細は自動車メーカー等のHP※をご確認ください。

※ 9月以降、順次各社HPで公表

フロン類・エアバッグ類に関する最新の情報は… <http://www.jarp.org/>

過充てん防止や回収作業のご相談は
 < 自再協 フロングループ > まで
 Tel: 03-5405-6155